

社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会 支所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人木津川市社会福祉協議会支所（以下、「支所」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 この規程は、地域福祉事業の最前線において、市民や各種関係団体等と綿密な連携を図りながら、各種事業を推進していくとともに、従来までのきめ細かな福祉サービスを低下させないため、支所運営委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(基本方針並びに活動の指針)

第3条 各支所で、次に掲げる事項を基本方針並びに活動の指針とする。

- (1) 市民の福祉に対する願いを適正に反映させること。
- (2) 市民が親しみやすく、利用しやすい支所とする。
- (3) 行政の福祉課題に対応し、協働できる組織とする。
- (4) 緊急時に対応できる支所体制を確立する。
- (5) 住民の身近なところで、きめ細かな地域活動を展開できる組織とする。
- (6) 法人運営等の中心的役割を担う本所と連携し、責任分担制で分権化し、地域のニーズに即応できる事業活動を展開する。
- (7) 小地域化・個別化して事業展開することにより特色ある組織とする。
- (8) それぞれが関わりながら独立した支所の事業展開を図る。
- (9) 支所運営については、支部と連携しながら事業活動を展開する。

(構成)

第4条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 理事、評議員及び社協活動に賛同して協力する者をもって構成し、会長が委嘱する。

(任務)

第5条 委員会には、委員の互選により支所会長1名及び支所副会長若干名を置く。

2 委員会は、支所会長が必要に応じて招集し、その会議の議長を務める。

3 支所副会長は、支所会長の事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は、平成19年3月12日から施行する。

この改正規程は、平成19年5月22日から施行する。